

第 5290 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月17日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 公社債等の税務の取扱いが変更になる

**Q**：公社債の税務の取扱いが変更になるって聞きましたが、どのようになるのですか？

**A**：平成28年1月以降、次のように変更になります。

### 【解説】

公社債等の税務上の取扱いは、平成28年1月以降、公社債及び公社債投資信託は、税制上、特定公社債と一般公社債等に区分され、特定公社債等は、次のように取り扱われることとなっています。なお、ここでいう特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、国外において発行された公社債で一定のもの、平成27年12月31日前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く）、公募公社債投資信託（MRF、外貨建てMMF等）などをいいます。

#### ① 利子・分配金

20.315%の税率で源泉徴収され、確定申告は不要になります。そして、上場株式等（特定公社債等を含む）の譲渡損失との損益通算が認められます。

#### ② 譲渡益・償還差益

上場株式等の譲渡所得等として20.315%の申告分離課税となり、原則、確定申告が必要になります。ただし、特定口座で源泉徴収ありの口座であれば、確定申告は必要ありません。

#### ③ 譲渡損・償還差損

上場株式等の配当等や譲渡益との損益通算が可能になります。また、確定申告をすれば譲渡損の繰越控除の適用が受けられます。

